

医療安全に係る安全管理のための指針(基本方針)

安全管理に関する基本的な考え方

獨協医科大学日光医療センター(以下「当センター」という)は、当センターの理念に基づいた人間的医療を全うさせるため、全職員が患者さんとよりよい信頼関係を構築し、医療事故防止(安全管理体制の確保)に努める。

医療安全管理委員会・その他の組織に関する基本的事項

- 当センターの安全管理体制の確保及び推進のため、「医療安全管理委員会」(以下委員会という)を設置する。
- 委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当センターの安全管理を担う部門として「医療安全推進部」を設置する。
- 医療安全推進部は、委員会の方針に基づき、当センターの安全管理を実行する。
- 各医療現場で施設内医療安全の取り組みを行う体制を整備し、その中心的な実践活動の役割を担う職員として「リスクマネージャー」を任命する。

医療に係る安全管理のための職員研修に関する基本方針

当センターでは、医療安全管理担当の企画の下に、全職員を対象とする安全管理に関する研修会を年2回以上計画的に実施する。
なお、全職員を対象とする研修会に年2回以上受講し、自己研鑽するものとする。

事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

医療に係る安全管理確保のため、広くインシデント・アクシデント事例を収集し、調査・分析に基づく改善策の策定及びその実施状況の評価を行うこととする。
なお、報告は本目的のために使用するものであり、報告者はこの報告により何ら不利益を受けるものではない。

医事事故発生時の対応に関する基本方針

患者さんに何らかの事故等の発生した場合には、まず第一に必要と考えられる医療上の最善の処置を講じると共に、患者さんや家族に速やかに事実を説明する。
また、病院として事故原因を調査究明し、再発防止に万全の措置を講ずるものとする。

患者等に対する該当指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、当センターのホームページに掲載するとともに、患者さん及び家族等からの閲覧の求めがあった場合には、これに応ずるものとする。

患者さんからの相談への対応に関する基本方針

患者さんの相談に応じる体制として患者相談窓口(地域連携・入退院支援センター)を主体とするが、患者さんの意向を尊重して直接相談・苦情を求めてきた場合には、これを受けた窓口が対応する。また、患者さんから寄せられた相談や苦情は当センターの安全対策等の見直しに活用するものとする。

その他医療安全の推進のために必要な基本方針

常に当センターの安全管理体制の点検・見直しを行い、組織横断的に連携をとり、情報の共有化を図りながら医療の安全性の向上に努める。

制定	平成18年4月
改定	平成26年6月

医療安全相談のご案内

当センターでは、安全な医療を受けるため**医療安全管理者**に相談・支援を受けることができます。

■ 相談時間

・月曜日～土曜日 9:00～16:30

(休診日を除く)

■ 相談内容

- ・治療に関する不安や苦情、要望に関すること
- ・院内の環境・設備、職員の接遇など
- ・その他ご相談、ご意見

■ 相談窓口

・地域連携・入退院支援センター
(TEL : 0288-23-7100)



医療安全推進部

安全な医療の提供にご協力ください

当センターでは、「患者さまが安心して受けられる医療」のために、患者さま及びご来院の皆さまの安全を第一に考えております。そのためにも、以下のような迷惑行為が行われた場合には、やむを得ず診療を控えさせていただくことや、警察署に連絡することがありますので、ご了承ください。

- 1.他の患者さん及び病院職員等に暴力を振るった場合、またはその恐れがある場合
- 2.暴言または脅迫的な言動により、他の患者さん及び病院職員に迷惑がかかる場合
- 3.正当な理由なく院内に立ち入り、注意しても退去しない場合
- 4.機器備品・建物設備を故意に破損した場合
- 5.危険物を院内に持ち込んだ場合